

令和6年6月7日開会

令和6年6月7日閉会

(定例第2回)

西米良村議会会議録

西米良村議会事務局

西米良村告示第22号

令和6年第2回西米良村議会定例会を次のとおり招集する

令和6年 月 日

西米良村長 黒木 竜二

1 期 日 令和6年6月7日

2 場 所 西米良村議会議場

○開会日に応招した議員

上米良重光君

田爪 朝幸君

黒木 敏浩君

児玉 義和君

濱砂 恒光君

濱砂 征夫君

上米良 玲君

白石 幸喜君

○応招しなかった議員

令和6年 第2回（定例）西 米 良 村 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年6月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年6月7日 午前10時45分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）
- 日程第4 報告第1号 令和5年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 令和4年度西米良村一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村一般会計補正予算（第9号））
- 日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第4号））
- 日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第4号））
- 日程第9 承認第5号 専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号））
- 日程第10 承認第6号 専決処分した事件の承認について（西米良村介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第7号 専決処分した事件の承認について（西米良村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第8号 専決処分した事件の承認について（西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 議案第23号 西米良村福祉住宅設置条例の制定について
- 日程第14 議案第24号 西米良村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第25号 西米良村出産祝い金支給条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第26号 国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第17 議案第27号 村道路線の廃止について
- 日程第18 議案第28号 令和5年度西米良村高齢者生活支援ハウス新築工事の工事
請負変更契約について
- 日程第19 議案第29号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第20 議案第30号 令和6年度西米良村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第31号 令和6年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補
正予算（第1号）
- 日程第22 議案第32号 令和6年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会
計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第33号 令和5年度明許繰越 林道長谷・児原線災害復旧工事 豪
雨災害1号箇所の工事請負契約について
- 日程第24 一般質問 5番議員 濱砂 恒光
2番議員 田爪 朝幸
7番議員 上米良 玲

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）
- 日程第4 報告第1号 令和5年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 令和4年度西米良村一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村一
般会計補正予算（第9号））
- 日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特
別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第4号））
- 日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特
別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第4号））

- 日程第9 承認第5号 専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号））
- 日程第10 承認第6号 専決処分した事件の承認について（西米良村介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第7号 専決処分した事件の承認について（西米良村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第8号 専決処分した事件の承認について（西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 議案第23号 西米良村福祉住宅設置条例の制定について
- 日程第14 議案第24号 西米良村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第25号 西米良村出産祝い金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第26号 国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第27号 村道路線の廃止について
- 日程第18 議案第28号 令和5年度西米良村高齢者生活支援ハウス新築工事の工事請負変更契約について
- 日程第19 議案第29号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第20 議案第30号 令和6年度西米良村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第31号 令和6年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第32号 令和6年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第33号 令和5年度明許繰越 林道長谷・児原線災害復旧工事 豪雨災害1号箇所の工事請負契約について
- 日程第24 一般質問 5番議員 濱砂 恒光
2番議員 田爪 朝幸
7番議員 上米良 玲

出席議員（８名）

1 番	上米良重光君	2 番	田爪 朝幸君
3 番	黒木 敏浩君	4 番	児玉 義和君
5 番	瀨砂 恒光君	6 番	瀨砂 征夫君
7 番	上米良 玲君	8 番	白石 幸喜君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	中武敬一朗君	書記	畑中 哲哉君
----	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

村長	黒木 竜二君	副村長	梅本 昌成君
教育長	古川 信夫君	総務課長	渡邊 智紀君
むら創生課長	吉丸 和弘君	すまいる課長	瀨砂 真二君
会計管理者	石崎 佳代君	福祉健康課長	黒木 敦郎君
村民課長	久富 崇君	建設課長	上米良 敦君
農林振興課長	中武 賢治君	教育総務課長	河野 晃教君
診療所事務長	土居 博和君	代表監査委員	黒木 正近君

午前10時45分開会

○事務局長（中武敬一朗君） 一同、御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（白石 幸喜君） ただいまの出席議員は８名です。定足数に達していますので、ただいまから令和６年第２回西米良村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（白石 幸喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、瀧砂征夫君、7番、上米良玲君を指名します。

日程第2．会期の決定について

○議長（白石 幸喜君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。第2回定例会の会期は、さきの議会運営委員会において、本日の1日間を予定していますが、決定して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 異議なしと認めます。したがって会期は1日間と決定しました。

なお、本日の日程は、お手元の議事日程第1号のとおりでありますので、御了承ください。

日程第3．諸般の報告

○議長（白石 幸喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のあった3月以降の例月現金出納検査並びに定期監査の監査意見に関しましては、各議員のお手元に配布しております写しのとおりでありますので、御了承願います。

日程第4．報告第1号

○議長（白石 幸喜君） 日程第4、報告第1号、令和5年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○**村長（黒木 竜二君）** 本日より第2回西米良村議会定例会を開催いただきまして、全員御出席のもとに議案審議いただきますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは早速でございますが、ただいま上程いただきました、報告第1号、令和5年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年度西米良村一般会計における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、本議会に報告するものです。

主な繰越内容についてご説明申し上げます。

高齢者住宅整備事業8,277万5,000円、林業総合センター改修工事5,250万円のほか、林業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業など、全18事業、総額4億8,468万2,000円となっております。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○**議長（白石 幸喜君）** 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。報告第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（白石 幸喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（白石 幸喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（白石 幸喜君）** 起立全員と認めます。したがって、報告第1号、令和5年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書については、原案のとおり承認されました。

日程第5. 報告第2号

○**議長（白石 幸喜君）** 日程第5、報告第2号、令和4年度西米良村一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、報告第2号、令和4年度西米良村一般会計事故繰越し繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和4年度西米良村一般会計の事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、本議会に報告するものです。

内容について御説明を申し上げます。

林道長谷・児原線災害復旧工事、台風14号2号箇所において、他事業との調整が必要となったため、繰越した5年度内での完了が困難となり、2,420万円を事故繰越しとするものです。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。報告第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、報告第2号、令和4年度西米良村一般会計事故繰越し繰越計算書については、原案のとおり承認されました。

日程第6．承認第2号

○議長（白石 幸喜君） 日程第6、承認第2号、専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村一般会計補正予算(第9号)）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、承認第2号、専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。本案は令和6年3月28日付で行いました、令和5年度西米良村一般会計補正予算(第9号)に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告承認を求めるものであります。

今回の補正は、規定の予算に歳入歳出それぞれ7,510万1,000円を増額し、補正後の総額を30億2,026万円とするものです。

歳入は3月交付の特別交付税1億8,475万7,000円を増額および交付金や補助金の確定による増減を計上しております。

歳出は財政調整基金積立金の増額が主なものになります。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

承認第2号について質疑はありませんか。

○議員（6番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 6番、濱砂 征夫君。

○議員（6番 濱砂 征夫君） 6番。この議案ということではないんですけども、村長にお伺いしたいと思います。年度末ということもあって専決処分したと思うんですけども、専決処分が7件続いております、これから。

これは言ってみると、半分は議会軽視ということも。内容的には専決してもよかったのかもしれませんが。ただ7件続いて年度末ということもあってしたのかもしれませんが、議員は議会に来るためにいるんですから、どこかで来れた半日もかからないでしょうし、どこかで招集してもよかったんじゃないかなと思っているんですけども、村長の考えを伺います。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） 6 番議員のおっしゃる通りでございますけれども、昨年、一昨年も専決処分等が多いというご指摘をいただいたことも承知しております。

この件につきましては、日程調整等の絡みもございましたので、そのところをお諮りいただくということで。また来年度に向けても、議員の皆様方にしっかりと受け答えができるように、そして専決処分を少なくするように日程調整をしっかりと図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議員（6 番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 6 番、濱砂 征夫君。

○議員（6 番 濱砂 征夫君） 議員としましては1件でも臨時議会開いていただいて、もうどこでも優先してきますので、これからできるだけ、内容次第でしょうけど、専決せずに臨時議会を開いていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（白石 幸喜君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村一般会計補正予算(第9号)）は原案のとおり承認されました。

日程第7. 承認第3号

○議長（白石 幸喜君） 日程第7、承認第3号、専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算(第4号)）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、承認第4号、専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は令和6年3月28日付で行いました、令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算(第4号)に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、規定の予算に歳入歳出それぞれ21万7,000円を増額し、補正後の総額を2億7,318万9,000円とするものです。

歳入は交付決定に伴う特別調整交付金21万7,000円増額です。

歳出は診療所にかかる特別調整交付金分の繰出金および予備費により財源調整をしております。

なお、本案は先に開催しました国保運営協議会に諮問し、異議なしの答申をいただいております。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

承認第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算(第4号)）は原案のとおり承認されました。

日程第8．承認第4号

○議長（白石 幸喜君） 日程第8、承認第4号、専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第4号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、承認第4号、専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は令和6年3月28日付で行いました、令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第4号）に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容につきましては、規定の予算額に増減はなく、特別調整交付金の決定に伴い、歳入の財源調整のみを行うものであります。

なお、本案は先に開催しました、国保運営協議会に諮問し、異議なしの答申をいただいております。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

承認第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算(第4号)）は原案のとおり承認されました。

日程第9．承認第5号

○議長（白石 幸喜君） 日程第9、承認第5号、専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算(第4号)）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、承認第5号、専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は令和6年3月28日付で行いました、令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算(第4号)に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容につきましては、規定の予算額に増減はなく、介護給付事業費の確定に伴い、繰出し金から基金積立金へ組換えを行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

承認第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、承認第5号、専決処分した事件の承認について（令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号））は原案のとおり承認されました。

日程第10. 承認第6号

○議長（白石 幸喜君） 日程第10、承認第6号、専決処分した事件の承認について（西米良村介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。
提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、承認第6号、専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は令和6年3月28日付で行った西米良村介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正内容は令和6年度から令和8年度までの介護保険料を算定する保険料率等を変更するもので、今回の改正により負担区分を9段階から13段階に細分化するものです。低所得者の負担が軽減される一方で高所得者に相応の負担をいただくことで、介護保険制度の持続的運営に寄与するものであります。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。
承認第6号について質疑はありませんか。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木敏浩君

○議員（3番 黒木 敏浩君） 3番。担当課長にお伺いいたします。

この額については別に何ら問題はないんですが、多分報道等で発表されるものは平均的な価格、料金ということで報道されますが、これについて県内の状況、それからま

たもし分かれば全国の状況がですね、分かれば教えていただきたいと思います。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 3 番議員のご質問にお答えいたします。

まず県内の状況ですけれども、県内の状況につきましては高いところですね、6,900円ということで、低いところで、基準額ってのを申し上げますが、4,600円ということでなっております。それを考えますと、西米良村の状況、5,400円と基準額につきましては標準的なものというふうななっております。

また、今申し上げました基準額と申しますのが、いわゆる13段階のうち5段階、調整率がない真ん中の方ですね、調整額が1ということななっております。

また、全国的なものにつきましてはですね、またこちらの方数字が出ておりませんので、こちらまだ把握はできておりません。

以上です。

○議員（3 番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3 番、黒木 敏浩君。

○議員（3 番 黒木 敏浩君） 了解しました。内容的には了解しました。

介護保険については、村で料金を決定できるものではございませんのであれななですか、状況を知らせていただきました。

以上で終わります。

○議長（白石 幸喜君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、承認第6号、専決処分し

た事件の承認について（西米良村介護保健条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第 11. 承認第 7 号

○議長（白石 幸喜君） 日程第 11、承認第 7 号、専決処分した事件の承認について（西米良村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、承認第 7 号、専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、令和 6 年 3 月 28 日付で行った西米良村税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきまして、地方自治法第 179 条 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、令和 6 年度の個人の住民税について、定額による特別税額控除を実施するものです。

対象となるのは、前年度の合計所得が 1,805 万円以下の納税者で、本人及び配偶者を含めた扶養家族一人につき 1 万円の減税となります。

また、固定資産税について令和 6 年度の評価会に伴い、土地の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置の適用期限を 3 年延長するものです。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

承認第 7 号について質疑はありませんか。

○議員（3 番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3 番、黒木 敏浩君。

○議員（3 番 黒木敏浩君） 3 番。担当課長にお伺いをいたします。

内容についてはですね、先ほど詳しく説明いただきましたので、理解はしておると

ころなんです、普通徴収とかですね、納付書自体がですね、なかなか見にくい、わかりにくい状況になっておりますので、そういった問い合わせ等も今後増えてくるのかなというふうには思いますので、その適切な対応とですね、それからこれ負担軽減と消費喚起にもつながる国策だと思いますので、回覧等でですね、説明も回ってるんですが、そういったものをもう少し広報をしていただくのかなというふうに思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） ただいまの3番議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃる通りですね。明細書の方はつけさせていただいておるところなんですけれども、定額減税額というのが明記はされておるんですが、やはりなかなか見づらいということもあって、高齢者の方は特にわかりづらいのかなというところもあります。

ですので、今後また広報等をですね、回覧の方は回させてもらってましたが、またホイホイラインとかを活用してですね、その辺もまた周知を図っていきたいと考えます。

以上です。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 3番。それじゃよろしく願いしまして、以上で終わります。

○議長（白石 幸喜君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、承認第7号、専決処分した事件の承認について（西米良村税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第12. 承認第8号

○議長（白石 幸喜君） 日程第12、承認第8号、専決処分した事件の承認について（西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、承認第8号、専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は令和6年5月21日付で行った西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に承認を求めるものです。

現在、本村の国民健康保険税については、県が示す標準保険税率より低い水準で算定していますので、県への納付金の不足分相当額を基金の取り崩しで補填しております。なお、今後9年ほどで県内全域市町村税統一の保険税率となることが予定されておりますが、将来を見据え、計画的に県の税率に近づけていく必要がありますので、今回改正させていただくものです。

なお、本案は先に開催しました国保運営協議会に諮問し、意義なしの答申をいただいております。

以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

承認第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、承認第8号、専決処分した事件の承認について（西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第13. 議案第23号

○議長（白石 幸喜君） 日程第13、議案第23号、西米良村福祉住宅設置条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第23号、西米良村福祉住宅設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、現在建設中の西米良村福祉住宅の運営について、必要な事項を定めるものです。

この住宅は、日常生活に不安のある高齢者・障害者等の福祉サービスを必要とする方々が、村内で尊厳を持って進み続けられるよう設置するもので、条例によって入居の要件や家賃等を定め、その他必要な事項は規則により定めるものとしております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第23号について質疑はありませんか。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉義和君

○議員（4番 児玉 義和君） 4番。それでは担当課長の方にお伺いをしたいと思います。

条例の第1条設置のところですね。そこで、村は日常生活に不安のある高齢者、障害者等この「等」とありますが、その他に何らかの該当する方が考えられるのかどうか。

2つ目が第3条の(1)。村内に住所を有する者または有することとなるものの説明、それから(3)、自立した生活ができる、この自立というのが、どのレベルを自立というのか。

それから最後、次のページですが、第9条、入居者は福祉住宅にあらかじめ備え付けてある備品は外に持ち出してはならないとありますが、持ち込むのは別に問題ないのか。

以上何点かご質問をいたします。よろしくお願いします。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） それでは、4番議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず第1条の障害者等というところでございますが、こちらにつきましては福祉サービスということですね。例えばDV被害者または65歳以下でもですね、やはり、そういうふうに移動の制限だったりとか、生活上不安がある方ですね、想定されることがあり得るというところで、高齢者・障害者等というふうな書きぶりをさせていただきました。

また、第3条の1の村内に住居を有するもの、また有することとなるものというところでございますが、こちらはですね、現在外にお住まいですが、こちらに引っ越してきたいというようなご希望のある方も想定しておりますので、こういう書きぶりさせていただいたところでございます。

また、(3)の自立した生活ができることとしておりますが、こちらがですね、基本的にはお1人で今回の福祉住宅がですね、調理場、いわゆる自分の中で料理ができたりとか、一定程度の生活ができる方を想定しております。

見守りもですね、こちらの方では実施していくと、服薬管理等も想定しておりますけれども、最低限自分で生活できることということで、想定しておりますので、こち

らの方を書かせていただいております。

最後に備品の管理というところで、備え付けてある備品ということで、こちらの方につきましてはですね、完成後、ベットや家電製品を含めてですね、必要となるものにつきましてはこちらですべて揃える予定にしております。ただですね、お布団だったりとか、そのあたりは確かに必要になるということでございますので、持ち込むことについてはですね。制限はございません。ただし、スペースにどうしても限りがあるものですから、そこにつきましては、入居者と個別で確認しながら行っていきたいと考えております。

以上です。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉 義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） はいわかりました。ありがとうございます。

入居の資格のところですね。西米良村地域ケア会議にするというふうに書いてありますので、いろんな問題につきましても、この中でですね、いろいろ協議をされるんだろうというふうに思っておりますが、確認のための質問でした。ありがとうございました。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君

○議員（2番 田爪 朝幸君） 2番。それでは担当課にお聞きします。

家賃と共益費が設定されております。この金額で行くということでありますが、これは、今値上がり等といろいろありますが、価格の改定とか、そんなことは定期的に計画を検討される予定がありますか。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） ただいま2番議員の質問に答えさせていただきます。

こちらのまず使用量共益費の設定につきましては、近隣市町村のですね、にも同様の住宅があるということで、それとですね、比較しながら、また入居される方のですね、無理のない範囲のっていうことで、検討させていただきまして、この金額にさせていただきますところでございます。

ただ、議員のおっしゃる通りですね、物価高騰等もございますので、そちらの方ですね、適宜確認しながら見直す必要がある場合は、またこちらで改正等も対応させていただければと思っております。

以上です。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 比較的安く設定されているのではないかなと思ってありますが、持続可能なサービスのことを考えれば、また随時いろいろですね、検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 3番。第6条についてお聞きしたいと思いますが、自立した日常生活、入居の許可を取り消す場合の件なんですが、自立した日常生活を営むことができなくなった時ということと、2番目の退居の必要があると判断された時っていうふうにあります。1番については自立ができなくなったということは、他のサービス、介護等にですね、移行するっていうことだろうとは思いますが。その確認とですね、ケア会議で退居の必要があると判断されるということで、想定されるものはありますか。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

6条のまず（1）の自立した日常生活を営むことができなくなった時ということは、議員のおっしゃる通りですね、介護度が上がったというというまた場合を想定しております。

また（2）のですね、西米良村地域ケア会議により退居の必要があると判断された時というところは、（1）とも関係があるんですが、それ以外にもですね。例えば入居者の環境の変化、例えば家族が帰ってこられてお一人でも生活ができるとか、そういう場合の環境の変化というところもちろんございますので、それ等々を勘案してですね、判断をさせていただければと思っております。

以上です。

○議員（3番、黒木 敏浩君） 了解しました。

○議長（白石 幸喜君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第23号、西米良村福祉住宅設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第24号

○議長（白石 幸喜君） 日程第14、議案第24号、西米良村地域福祉基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第24号、西米良村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

西米良村地域福祉基金は、本村の福祉向上に資するため、平成3年に設置され、基金残高は令和5年度末で1億13万5,000円となっておりますが、設置以降活用されていません。

本案はこの基金の有効活用を図るため、本村の地域福祉事業に広く活用できるよう所要の改正を行うものです。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第24号について質疑はありませんか。

○議員（1番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1番、上米良重光君。

○議員（1番 上米良重光君） 担当課長にご質問しますが、基金が1億ありますけど、この有効活用ということで考えておりますが、今後どのような方向で活用していくかご質問したいと思います。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 1番議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの方につきましては、今回の改正につきましては、地域福祉事業ということで、福祉サービスについて広く捉えておるところでございます。

今回に関しましては補正でも今回計上させていただいておりますが、高齢者福祉だったりとかですね。あとは新規で、様々な福祉サービスが今後展開される可能性ございます。その時のですね、地方負担分の自治体分の負担というものも年々大きくなってきておるところでございますので、そのための財源とさせていただければと思っております。

以上です。

○議員（1番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1番、上米良重光君。

○議員（1番 上米良重光君） 内容としては分かりましたが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白石 幸喜君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定すること

に賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第24号、西米良村地域福祉基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第25号

○議長（白石 幸喜君） 日程第15、議案第25号、西米良村出産祝い金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第25号、西米良村出産祝い金支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで国が行う出産に伴う新制度の5万円の支給を西米良村出産祝い金支給条例の中で実施してまいりましたが、支給対象者がさらに広がり、この条例での対応が難しくなったため、この条例とは切り離し別途支給を行うため改正を行うものです。

なお、国の支給分は産前産後応援給付金として要綱を整備し支給する予定としております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第25号について質疑はありませんか。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 3番。それではお聞きいたします。

内容的には了解いたしましたのですが、祝い金と給付金の支給については同時になるのでしょうか。それとも別々になるのでしょうか。その点をお聞きします。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 3 番議員のご質問にお答えさせていただきます。

出産祝い金につきましては、基本的には産まれた後というところでございますので、そのような対応となります。

また、産前産後給付につきましては、基本的にはまずいわゆる手帳を取られる時に給付の手続きをして3,000円ですね。また、産後につきましても、産まれる前に1度保健師等が訪問して、その手続きをお願いするという形を考えております。

ですので、それぞれ分けて産前産後という形で支給をするということになっておりまして、基本的には、給付金の方はすべて振り込みを考えております。祝い金の方は、従来通り村長からの交付を予定しております。

以上です。

○議員（3 番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3 番、黒木 敏浩君。

○議員（3 番 黒木 敏浩君） 了解しました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第25号、西米良村出産祝い金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第26号

○議長（白石 幸喜君） 日程第16、議案第26号、国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第26号、国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、法律の一部改正により、介護療養型医療施設が廃止され、介護医療院へ移行することに伴うものです。

なお、本案は先に開催しました国保運営協議会に諮問し、意義なしの答申をいただいております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第26号について質疑はありませんか。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君

○議員（3番 黒木 敏浩君） 3番。それでお聞きいたします。

法の改正によって療養型がなくなって今回この医療院という形になったということですが、入所定数が1名というふうになっております。この1名というのがどういったことで決定されたのか。それと病床全体がですね、19床から13床に減数になっているという理由もお聞かせください。

○診療所事務長（土居 博和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 診療所事務長。

○診療所事務長（土居 博和君） ただいまの3番議員のご質問にお答えします。今回、介護医療院ということで1床ということでさせておりますけれども、これにつきましては、これまでのですね、療養病床の使用実績また施設基準等を考慮した結果、一床ということで、一床を設置するということに決定したものでございます。

また、19名から13名ということに関してはですね、一般病床の捉え方でございまして、一般病床が13名になるということでご理解いただければと思います。

以上になります。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） はい。分かりましたが、もともと療養病床が6床確かあったと思います。それをなくして、一般病棟をそのままの定数で13にしたということとでよろしいですかね。

それと、もう一つですね。こう医療院の施設基準っていうのがあると思うんですけど、医師とか看護師そういったものの配置とかですね。そういったものも考慮されているのでしょうか。

○診療所事務長（土居 博和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 診療所事務長。

○診療所事務長（土居 博和君） はい、ただいま3番議員のご質問ですけれども、施設基準についてもですね、もちろん医師・看護師また介護施設ということになりますので、介護支援専門員というのもですね、しっかり儲けた上でですね、今回今後の、介護医療院としてのですね、サービスの提供を行っていくということで、考えるところでございます。

あと病床につきましては、一般病床13床はそのまま残すということでですね、この今後の方を13名ということに変更したところでございます。

以上になります。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 了解しました。

○議長（白石 幸喜君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第26号、国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第27号

○議長（白石 幸喜君） 日程第17、議案第27号、村道路線の廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第27号、村道路線の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

廃止路線は平成17年度認定の村道浜川線で、現在は村道として管理しております。

今回、本路線の全線を資材置き場として使用することから廃止するものでございます。

別紙を朗読いたします。

路線名、村道浜川線。区分、廃止。種別、道路。区間、起点、西米良村大字村所浜川702番27。終点、西米良村大字村所大王鶴1番9。総延長439m。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第27号について質疑はありませんか。

○議員（1番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1番、上米良重光君。

○議員（1番 上米良重光君） ちょっとみたんですけど、この大王鶴は板谷じゃないですかね。村所って書いてあるけど。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただいま1番議員のご指摘なんですけども、申し訳ございません。これは板谷の間違いになります。

○議員（１番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） １番、上米良重光君。

○議員（１番 上米良重光君） 修正していただきたいと思います。

○議長（白石 幸喜君） これについては建設課より修正をお願いをいたします。

○議員（３番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ３番、黒木 敏浩君。

○議員（３番 黒木 敏浩君） ３番。担当課長にお伺いいたします。

この廃止をしてですね、土木資材置き場として利用ということになってますが、この沿線の山林所有者の方にはですね、不都合はないのでしょうか。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただいま３番議員のご質問でございますが、近隣の山林所有者様についてはですね、板谷側については作業道があるということで、村所側については今作業道はないんですけども、全線が今全然使えていない状態ではなく、一部を資材置き場として利用している状況です。通行ができないということで今回廃止ということで提案させていただいてますので、地権者さんの方から御要望とあればですね、またそこは協議して対応していきたいと思っております。

以上です。

○議員（３番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ３番、黒木 敏浩君。

○議員（３番 黒木 敏浩君） また協議がなされるということで、よろしく願いしたいと思います。

終わります。

○議長（白石 幸喜君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号、村道路線の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第28号

○議長（白石 幸喜君） 日程第18、議案第28号、令和5年度西米良村高齢者生活支援ハウス新築工事の工事請負変更契約についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第28号、令和5年度西米良村高齢者生活支援ハウス新築工事の工事請負変更契約について、契約内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、御審議をお願いするものであります。

本件は令和5年第3回臨時議会において審議可決いただき、河野建設株式会社で営利施工していただいておりますが、工事施行において設計変更が発生したため、変更契約を行うものであります。

別紙を朗読いたします。

工事名、令和5年度西米良村高齢者生活支援ハウス新築工事。工事場所、西米良村大字村所73番地2。請負業者、河野建設株式会社、代表取締役河野孝文。請負金額、変更前1億2,408万円。変更後1億2,632万2千円。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第28号について質疑はありませんか。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君。

○議員（２番 田爪 朝幸君） ２番。担当課にお聞きします。

擁壁の追加ということで工事期間の延長がまた考えられると思いますが、どれくらい遅くなって延長になるのか、完成はいつ頃になるのかを教えてください。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） ２番議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、外構の擁壁追加ということになっております。

ただですね、工期につきましては７月末と今現状設定しておりますけれども、工期の変更は必要なく、７月中の完成ということで現在進めております。

以上です。

○議員（２番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ２番、田爪 朝幸君。

○議員（２番 田爪 朝幸君） はい、了解しました。

○議員（３番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ３番、黒木 敏浩君。

○議員（３番 黒木 敏浩君） ３番。変更の理由にですね、鉄骨工事の部材間隔変更ということになってますが、これについてはこういった原因なのか、当初ではわからなかったのかお聞きします。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） ３番議員のご質問にお答えいたします。

建築担当に確認したところでございますが、下地ですね、間隔を当初は60cmとしておったところというふうに報告がっております。

ただ、それではですね、やはり、擁壁のいわゆる壁ですね、壁のテレビ等も備え付け、いわゆる壁付けで設置するというような構想がありまして。壁の強化が必要というところもございます、46cmから45cmの間隔に狭めてですね、壁を強化するというところで部材を追加したというような報告を受けております。

以上です。

○議員（３番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 後の協議と言いますか、考え方の違いでこうなったということだろうと思いますが、今後ですけれども、いろんなことを想定しながら、設計等進めていただければというふうに思います。

終わります。

○議長（白石 幸喜君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第28号、令和5年度西米良村高齢者生活支援ハウス新築工事の工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

○議長（白石 幸喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時15分とします。

午前11時47分休憩

午後1時15分再開

○議長（白石 幸喜君） それでは再開をいたします。

議事に入ります前に、先ほど議案第27号、村道路線の廃止について区間の修正がありました。すでに本会議において可決されておりますが、お手元に配布しております正誤表にて改めて修正の確認をお願いいたします。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 失礼いたします。

今、議長の方からお伝えしていただいたとおり、第27号議案ですけれども、区間の中で終点側西米良村大字村所字大王鶴1番9と申しましたが、間違っておりまして、下

段の西米良村大字板谷字大王鶴1番9に修正をお願いいたします。

以上です。

日程第19. 議案第29号

○議長（白石 幸喜君） それでは議事に入ります。日程第19、議案第29号、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第29号、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

マイナンバーカードの保険証対応に係る法律の改正に伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、地方自治法第291条11規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第29号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。したがって、議案第29号、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第30号

○議長（白石 幸喜君） 日程第20、議案第30号、令和6年度西米良村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第30号、令和6年度西米良村一般会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は規定の予算に歳入歳出それぞれ7,522万2,000円を追加し、補正後の総額を32億6,526万9,000円とするものです。

主な歳入については、国・県の支出金および地域福祉基金繰入金のほか、財政調整基金による財政調整をしております。

主な歳出について、越野尾活性化センター移設準備にかかる経費の他、高齢者福祉施設支援事業、農林業後継者就農定着促進奨励金、村道・林道の維持管理事業について計上しております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第30号について質疑はありませんか。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 5番。担当課職員にお聞きしますが、越野尾小学校のですね、500万の件なんですけど、これは今度越野尾公民館が移転するわけですが、それに伴う工事費だろうと思うんですが、どのような工事をされるのか、お伺いいたします。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） ただいまの5番議員の質問にお答えいたします。

国道改良に伴いましてですね、現在の越野尾活性化センターと消防詰所の方を移転する必要がございまして、その場所を旧越野尾小学校に仮施設として設置するということになっておりまして、現在旧越野尾小のですね、旧職員室と旧校長室がございすけれども、そちらの方を集会所と倉庫という形で利用するように考えております。

あと、外の方に倉庫がございすけれども、そこを消防器具のですね、置き場として利用させていただきたいということを考えておりまして、積載車につきましては、簡易の書庫を設置しまして、それに対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） いま校長室と職員室を解消して、そこを集会施設にするというような話ですね。

そこはですね、雨漏りがしてるんですけど、この方法はどんな方法でされるんですか。

もう雨漏りがして、もう下の下場の方はもうおそらく全面張り替えないかんだろうと思ってるんですが、その辺りももう少し詳細に。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） 5番議員の質問にお答えいたします。

おっしゃる通りですね、床の方もボコボコしているということもありましたので、床の方にはコンパネを貼りまして、天井につきましてはベニヤ張りをしたいということで、対応したいと考えております。

以上です。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 先ほど申しましたように、その雨漏り関係はどうされますか。

結局はもう今から先は梅雨時期になります。雨が多くなりますが、そこへのあたりはちゃんとして対策を取っておられるのか伺いたいと思います。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） 確かにこれからまた台風シーズンにもなりますので、雨漏りについてもですね、今回、計上させていただいた500万の中に、もう盛り込んでおりますので、それに対応したいと考えております。

以上です。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） それはもう了解しましたが、トイレですね。トイレ関係はどうなりますか。あそこは。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） またトイレにつきましても、また6月に地区の方との協議もさせていただく予定ですが、もしあれなら今使っているやつをですね、上に持って行ってそのまま使えれば使えるようであれば使いたいということも考えております。

以上です。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 5番。トイレだけはですね、やはり今現在ある元の小学校のトイレを改修していただいて、そこはそこで使えるようにしていただかないと、下の方にグラウンドにトイレが作ってありますけれども、そこまで行っても大変らしいですね。そこへはトイレの関係についてはですね、十分配慮していただきたいと思えます。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） はい、わかりました。また、そこもしっかり考慮してですね、対応させていただきたいと思えます。

以上です。

○議員（５番 瀨砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ５番、瀨砂 恒光君。

○議員（５番 瀨砂 恒光君） その点はわかりました。

話に聞くとところによりますと、敬老会行事は今の公民館で実施できるようであると聞いております。それで今現在の公民館の解体時期をですね、もう少し明確にしてもらわないと地区は地区で準備があるんですよ。公民館の中の移動とかですね。そこへんが明確にならないと動きようがないんですよ。それをどう考えているか。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） ５番議員の質問にお答えいたします。

まず取り壊しが12月までにしないといけないということになっております。それに合わせての工事ということになります。

また詳細につきましては、その６月中にですね、地区の方との協議をさせていただく予定にしておりますので、それでまた詰めさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議員（５番 瀨砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ５番、瀨砂 恒光君。

○議員（５番 瀨砂 恒光君） いま課長から説明がありましたように、６月の水神祭、地区の水神祭があります。この前の満留課長補佐の話では、６月の時点で、水神祭の時点でその詳細なことは説明をしますということになっておりましたので、その点はぜひそういうことでお願いをしたいと思います。

それからですね、今度公民館センターが出来るわけですが、婦人会のですね、今センターの中に調理室があるんですよ。今から先か分離しないとできない、調理室は分離とか言って、この前ちらっと話を聞いたんですが、そこへんも今度の予算で上がってるんですか。

○村民課長（久富 崇君） 議長

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） ５番議員の質問にお答えいたします。

今度６月の入札で設計をかける予定にしております。そこでまた、その最初の６月

の地区との協議の中で出たことをですね、またそこに盛り込んでいきたいという考えでおります。

以上です。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 5番。是非ですね、その点は調理室の関係はぜひお願いをしておきたいと思います。

なぜかという、やはり婦人会の活動の場というのがなくなるわけなんです、センター室ではですね。ですから、もう今から先保健衛生上、やはり調理室は別に作らなければならないのではないかと思いますので、その辺は今度の設計される時に調理室は調理室、センターはセンターというような考えを持って対応していただくようお願いをしておきます。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） はい、分かりました。

そこもしっかり対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 是非その点はですね、再度お願いをしておきたいと思っています。

それからですね、11ページの公有財産購入費があがっておりますが、用地購入費16万、立木購入費は20万とあがっていますが、これの説明をお願いいたします。

○建設課長（上米良 敦君） 議長

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 5番議員のご質問がありました公有財産購入費用ですが、ここにつきましては、村道児原線のカーブを突角剪除する計画箇所になります。

今予定の面積としましては、911㎡を買収して開業計画を進める予定です。

立木購入費につきましては、その土地にかかる分を概算で組んでおります。

以上です。

○議員（濱砂 恒光君） 議長。

○議員（白石 幸喜君） 5 番、濱砂 恒光君。

○議員（濱砂 恒光君） 関連してお聞きしたいと思いますが、その改良工事の着工時期ってというのがわかれば教えていただきたいと思います。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただいま 5 番議員のご質問ですが、こちらが用地買収が進みまして、土地登記が完了後、その後ですね、立木が保安林施設ということで、別の申請が必要となってきます。

できるだけ早めの発注を試みたいと思っておりますが、年明けに工事発注になるのかなという予定をしております。

以上です。

○議員（5 番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5 番、濱砂 恒光君。

○議員（5 番 濱砂 恒光君） 早めの工事着工をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議員（1 番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1 番、上米良重光君。

○議員（1 番 上米良重光君） 担当課にお聞きたいと思いますが、8 ページのですね、宮崎寮跡地の契約に伴う弁護士費用って書いてありますけど 50 万程度、その内容とそれと 9 ページの非課税世帯に関する給付金 870 万が出てるんですけど、内容をお願いしたいと思います。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） ただいま 1 番議員の質問にお答えしますが、弁護士費用についてお答えいたします。

こちらはですね、宮崎市の 3 丁目に旧米良寮跡地がございまして、現在そこをアズ・プランニングという会社の方にですね、契約をしております、平成 22 年から 15 年間ということで、契約をしております。令和 7 年の 4 月 1 日で契約が満了ということになるわけなんですけれども、その時にはですね、現在は駐車場とコインランドリ

一があるわけなんですけれども、そこを更地にした上で返していただく必要があるということになっております。現在はそれに向けての準備をしておるところなんですけれども、なかなか専門的な知識が我々もありませんもんですから、専門的な知識を持っている弁護士の方にも入っていただいて、もしトラブルがないようにということで、今回弁護士費用の方を上げさせてもらっております。

以上です。

○総務課長（渡邊 智紀君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 智紀君） 質問のあった2点目になりますが、9ページの新規非課税世帯給付および調整給付ということで計上しておりますが、今回物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金を受けて行うものになります。

内容につきましては、昨年度もありましたが、非課税世帯への10万円の給付というものがございまして、今回、6年度課税で新規で非課税になった方々、非課税になった世帯に10万円を給付するというものが、非課税世帯の給付になります。27世帯を予定しております。

その残りの分になりますが、先ほどから出ております定額減税で、減税しきれない分を調整給付ということでこちらから支出をさせていただくことになります。今のところは160名分を計上しておるような形になっております。

今後また課税状況等を調べまして、また所得税もかかってきますので、そのあたりも調整して給付をしていきたいと考えております。

以上です。

○議員（1番 上米良重光君） 議長

○議長（白石 幸喜君） 1番、上米良重光君。

○議員（1番 上米良重光君） 了解しました。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉 義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） それでは担当課長の方にお伺いいたします。

9ページ、民生費の中の高齢者福祉費、負担金補助金の欄でございまして、2,610万円、地域福祉支援事業補助金となっておりますけれども、この内容についてお聞か

せ願いたいと思います。

それからもう1点、11ページ、土木費の中で住宅管理費、需要費100万円の村営住宅修繕料とありますが、どこの住宅のことなのか伺いいたします。

以上です。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） それでは4番議員のご質問にお答えいたします。

地域福祉支援事業補助金ですが、こちらにつきましては、特別養護老人ホーム、天包荘に対する支援でございます。こちらの内訳ですけれども、職員待遇改善としてですね、400万円ほどあと、400万円ですね。すみません、400万円です。

あと、施設改善修繕の緊急修繕の助成ということで、1,600万円。

また、外国人材の確保対策事業費の助成ということで、610万円の計2,610万円となっております。

以上です。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） ただいまの4番議員の2番目の質問にお答えいたします。

住宅の修繕料についてですけれども、設備の故障ということでですね、給湯器とかの取り替えを行っている住宅がございまして、その時に80万程度の高額な支出もあったりしてですね。今後また台風シーズンもありますから、そこでまたどの住宅というわけではないんですけれども、また雨漏りとかそういったことが考えられますので、それに対応するために補正をさせていただいたものになります。

以上です。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉 義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） 民生費の方の福祉支援事業補助金につきましては、行政の方も大変難しい問題に携わっておられるなというふうに思っておりますし、早速ですね、基金の方を取り崩して、こちらの方に利用していただくということは、素早い対応であって天包荘の方も非常に助かった、安心してらるんじゃないかなというふう

に思っております。

これだけでは終わらないかもしれませんが、とりあえずこういうような形で対応していただくということは、中におられる職員の方々、それから家族の方々、職員についても非常に安堵感を持つんじゃないかなというふうに思いますので、今後もお一層ですね、いろいろと協力お願いしたいというふうに思ったところでございます。

それから、村営住宅の修繕料について、以前ですね、桐原住宅ですかね、あそこが雨漏りが激しいということがありました。それで、修繕をしてくださいというようなことをお願いをしてたんですが、その修繕がもう直っているのかどうかも確認しなかったのですが、いかがなものでしょうか。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） 昨年度の分ですね。1度確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉 義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） その辺のところをですね、ぜひ確認をしていただいて、もうしっかり直しましたよと言えるような状況にしておいていただきたい。

1番困るのはですね、先ほど話がありましたように、梅雨の時期に入ります。また台風に近い雨も降るでしょうから、その辺のところで、住民の方がですね、入室者が苦労しないように、なるべく早く対応していただくといいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（白石 幸喜君） 今の村民課長は後でまた答弁をしてください。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 少し関連があるので質問させていただきます。

住宅管理費についてです。以前、住民の方から意見を聞いたんですけど、台風とかがあった時にですね、住宅の前にあるダストボックスですかね。ゴミ捨て場みたいなものが風で飛ばされることがよくあると、それはおそらく村が設置したものではなく

て、個人が作ったものではないかなと思うんですけど、そういうのも村で作っていただけるといいかなという意見を聞いたところでもありますので、質問としてはふたば園の後に新しくできる住宅、そこにダストボックスの計画はあるのかということと、今ある住宅に新たにダストボックスをつけるような計画はあるかということをお聞きしたいと思います。

それと、あと2つお聞きしたいんですが、別です。

農業振興費の農林業後継者就農定着促進振興奨励金の300万について内容を教えてくださいということと、もう1つ、11ページの道路維持費の原材料費の資材費の16万と備品購入の500万について、この内容を教えてください。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） 2番議員の住宅に関する質問の方にまずお答えさせていただきます。

ダストボックスにつきましてはですね、まだ今のところ検討はしておりませんが、そういう意見もあるということです、今後検討していきたいと思います。

新しい住宅につきましてもですね、6月中にまたPPPという設計施工一括方式で発注をする計画をしておりますので、またそこにですね、そういったことも盛り込めるようにということで考えたいと思います。

以上です。

○農林振興課長（中武 賢治君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 農林振興課長。

○農林振興課長（中武 賢治君） 2番議員のご質問にお答えさせていただきます。

農林業後継者定着促進振興奨励金についてご説明させていただきます。

農林業後継者の定着を図るため、一人当たり100万円を交付するものです。本年度は対象者が3名いらっしゃるということです、今後、審議会の方で検討させていただいて、その後交付という予定をしております。

以上です。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただいま2番議員のご質問ありました、11ページの、原材料費につきましては、現在村の建設課の方ですね、道路の補修材等ですね、確保しているんですけども、その置き場がですね、煩雑しておりまして、その資材置き場を整備するために資材を購入するものでございます。例えば交換とかを組み上げて、職員で組み立てをする予定にしております。

続いて備品購入費ですが、現在建設課で昨年までピックアップトラックを1台保有しておりましたが、現在廃車にした関係であります。今後もですが、作業等にどうしても必要となっておりますので、今回購入であげさせていただいております。

以上です。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 2番。住宅管理費についてですが、最近新しくできる住宅には、もう都市部の方ではもう必ずダストボックスがついているような話を聞いておりますので、個人の方に作ってもらうとやっぱり苦勞されますし、カラスによる被害とかもありますので、是非とも検討を進めていただきたいと思います。

それと定着促進推進奨励金ですけど、3名の方がいらっしゃるということをお聞きしております。全ての人を把握しておりませんでした、貴重な農業後継者が帰ってきていただけるということで、しっかりサポートをしていただきたいと思います。

そして道路維持費についてですが、ピックアップトラックの購入と道路補修資材はてっきり私はアスファルトの袋のようなものだと思ってたんですが、それではないということですか。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただいまの2番の議員のご質問にお答えいたします。

その資材を収納するための棚を作ろうということで、今回資材を上げております。

以上です。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 16万円上がっているということですが、昨年、

その前の年の台風からですね、道路に穴が開いている箇所が多くあります。どうにかしてほしいという意見もありますので、できればアスファルト等もですね、多めに購入していただいて、随時対応してもらえるとありがたいなと思うところであります。要望としてお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（白石 幸喜君） 他にありませんか。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 歳入の方にですね、6ページですが、歳入の方に教育費国庫補助金ということで、リーディングDXスクール事業補助金というのがあります。これに対応する支出も上がっていると思うんですが、内容について教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（河野 晃教君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（河野 晃教君） ただいまの3番議員のご質問にお答えいたします。

リーディングDXスクール事業補助金ですけども、国の定めるギガスクール構想により整備されたタブレット等機器を活用した事業について先進的に取り組む学校を指定し、全国の学校が実践できるモデル的な事例を創出することを目的とした事業で、令和5年度に引き続き本村の小中学校が指定され、実施するものでございます。

補助金の100万円の使い道なんですが、11ページの歳出の下の方から12ページの上段にかけて計上しておりますが、具体的にはですね。指定校の担当者参加による学習会参加費用、それから研究公開や教員研修会の講師謝金や旅費、それからICT関連の書籍や消耗品の購入費に充てるとしております。

以上です。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木敏弘君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 先進的な取り組みのための予算の活用ということで、また今後とも学校のですね、そういったものの推進に協力していただければと思います。

以上で終わります。

○議員（1番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1番、上米良重光君。

○議員（1番 上米良重光君） 12ページの小規模災害復旧事業ですけど、この内容を教えていただきたいと思います。

○農林振興課長（中武 賢治君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 農林振興課長。

○農林振興課長（中武 賢治君） 1番議員のご質問にお答えさせていただきます。

小規模災害復旧事業50万円についてですけれども、4月の降雨により水路に被災を受けましたけれども、まだ災害復旧の対象とは、災害の規模からですね、ならなかったもので、今回小規模災害で対応をさせていただこうと計画するものです。

以上です。

○議員（1番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1番、上米良重光君。

○議員（1番 上米良重光君） こちら対象にならなかったことですか。量が足りなかったということですかね。了解しました。

○議長（白石 幸喜君） 他にありませんか。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉 義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） 4番。10ページの飲料水施設費の中で300万の予算が組んでございます。一般家庭の飲料水の施設整備事業と補助金ということになっておりますが、どちらの方なのか内容を教えてください。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただいま4番議員のご質問がありました、一般家庭飲料水施設整備事業補助金についてでございますが、こちらは今年度、小川地区の方から1件井戸の井戸掘削の申請がございましたので、現在補助金満額で1件分を計上させていただきます。

以上です。

○議員（４番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ４番、児玉 義和君。

○議員（４番 児玉 義和君） 了解しました。

この井戸掘削についてはですね、以前は３人いないと条件が合わないというようなことでしたけども、１人でも可能になったということは非常に住民の方ですね、喜んでおられると思います。

特にこの飲料水については水がなかったらもうぱったり生活できませんので、いろんな形でこういうような形で直ちにですね、対応していただくと非常に喜ばれるんじゃないかと思いますが、大変良い事業だと思いますので、また他の方にもありましたら是非色々とお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（白石 幸喜君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号、令和6年度西米良村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第31号

○議長（白石 幸喜君） 日程第21、議案第31号、令和6年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算(第1号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第31号、令和6年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は規定の予算に歳入歳出それぞれ141万2,000円を追加し、補正後の総額を2億7,349万2,000円とするものです。

歳入はシステム回収に伴う国庫支出金および保険給付の交付金です。

歳出はマイナ保険証対応に伴うシステム回収および県への国民健康保険事業費納付金を計上しております。

なお、本案は先に開催しました国保運営協議会に諮問し、異議なしの答申をいただいております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第31号について質疑はありませんか。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 3番。マイナ保険証については、国でも強力に進めているということですね、報道もされておりますけど、こういったシステムを改修されて実際に使うっていう形になってくると思います。12月とは聞いているんですけども、その時期はそれでよろしいのか。

また、これに対応できない方もいらっしゃると思いますので、そういった方についての対応というのはどういったことになっているのか教えてください。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 3番議員ご質問にお答えさせていただきます。

こちらのマイナンバーカードにつきましては、報道にもありますとおり、保険証をですね廃止して、マイナンバーカードに統一するというものでございまして、保険証の発行自体はですね、12月、今年度令和6年の12月1日までとなっております。2日以降につきましては、保険証の発行の代わりにマイナンバーを持っていない方では

すね、資格確認書という形で発行することになっております。この資格確認書の発行がですね一応、12月2日以降発行して7月末日までが一応有効期限というふうな形になっております。

また、この形につきましても、保険証と同様にカード型でですね、資格確認書という形で発行する予定としております。

以上です。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木 敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 内容については分かりましたが、マイナンバーカードの発行も含めてですけれどもそういったことと、あと国保それから後期高齢についても、そういったことで変わっていくんだろうと思います。対応もできない方も当然いらっしゃると思いますので、そういった方のフォローをしながらですね、マイナンバーカードの活用も当然推進しなくてはいけませんので、そういったことで、いろんな形でフォローしながら進めていただければと思います。

終わります。

○議長（白石 幸喜君） 他にございませんか。

○議員（6番 瀧砂 征夫君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 6番、瀧砂 征夫君。

○議員（6番 瀧砂 征夫君） 参考までに伺います。

マイナンバーカードの取得率っていうのは今、伺いたいと思います。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） 資料を今用意しておりませんでしたので、後ほど回答させていただきます。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒木 敦郎君） 失礼いたします。

マイナンバーカードの発行率はですね、5月末時点で86%というふうにお伺いしております。

またですね、このうち国保でですね、紐付けしている方が約61%となっております。

ただですね、利用率が10%程度となっておりますので、こちらにつけてマイナンバーカードをですね、利用するようにこちらの方でもですね、呼びかけを積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（濱砂 征夫君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 6番、濱砂 征夫君。

○議員（濱砂 征夫君） そうですね。保険証を持っているとやっぱつい保険証を使ってしまうんですけども、2、3回マイナンバーを使ってみたんですよ。またそんなに使い勝手、暗唱番号を覚えていれば、使い勝手は悪くないのかなというのもありまして、また、児湯西都の医療センター、あそこに行ったら窓口で聞かれます。マイナンバーカードをお持ちですか。持ってますって言ったらそちらを使ってどうぞっていうのありますので、どっちにしろ保険証が廃止になるんだったら、もう今からそうやって周知していくのもいいんじゃないかと思いますので、そのあたりは考えてもらいたいと思います。

○議長（白石 幸喜君） いいですか。そしたら先ほどは村民課長の答弁はいいですね。他にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第31号、令和6年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第32号

○議長（白石 幸喜君） 日程第22、議案第32号、令和6年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第32号、令和6年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、規定の予算に歳入歳出それぞれ24万7,000円を増額し、補正後の総額を3億93万3,000円とするものです。

まず、歳入については、一般会計繰入金により財源の調整をしております。

歳出については令和5年度に整備しました診療所施設内のスプリンクラー設備の保守点検業務委託料であります。

なお、本案は先に開催しました国保運営協議会に諮問し、異議なしの答申をいただいております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第32号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号、令和6年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第33号

○議長（白石 幸喜君） 日程第23、議案第33号、令和5年度明許繰越、林道長谷・児原線災害復旧工事、豪雨災害1号箇所の工事請負契約についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました、議案第33号、令和5年度明許繰越、林道長谷・児原線災害復旧工事、豪雨災害1号箇所の工事請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

本件は令和5年10月7日から8日の豪雨により被災しました、林道長谷・児原線の災害復旧工事でございます。

5月23日に指名業者5社による指名競争入札を執行いたしました結果落札に至りましたので、契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、本議会に付議いたすものでございます。

それでは、本契約の内容につきまして、別紙を朗読いたします。

工事名、令和5年度明許繰越、林道長谷・児原線災害復旧工事豪雨災害1号箇所。
工事場所、西米良村大字越野尾。請負業者、河野建設株式会社代表取締役河野孝文。
請負金額、5,588万円。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第33号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号、令和5年度明許繰越、林道長谷・児原線災害復旧工事、豪雨災害1号箇所の工事請負契約については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後2時15分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時15分再開

○議長（白石 幸喜君） それでは再開をいたします。

まず、先ほど4番議員より質疑のありました答弁について、村民課長の答弁を許可します。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） 先ほどの4番議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず桐原住宅の方で被害があったのが、令和4年度の台風被害があった時ということです。この時は横殴りの雨がすごくてですね、横の方から雨漏りがしているというような状況がございました。上からの雨についてはもうすでに修繕はしておったんですけれども、横から雨というのは想定をしておりませんで、通常の雨では入るような状態ではないということもありまして、そのサッシのメーカーにもですね、聞いたところではあるんですけれども、住宅自体が古くてですね。なかなかその修繕が難しいということがあるようです。

昨年度もですね、雨が降る時に桐原住宅の状況確認には行っておりまして、その時はその普通の雨では雨漏りの被害はないというところは確認をしております。

今後なんですけれども、まだ台風も予想されますので、まずは簡易的ではまたそこら辺は調査もさせてもらいますけれども簡易的な対応としてですね、雨が入らないようにテープを貼るとかですね。対策をさせてもらって、また今後そこら辺、何か対応

できないかというのを考えていきたいと思います。

以上です。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） 住宅の件なんですけれども、もうご存知の通り、老朽化している住宅がたくさんあって、先ほどのような雨漏りをして、修理をして、また雨漏りをしてっていう。やっぱり修繕の状況がもう頻度が非常にこう多くなっているという状況がございます。

この度今度また住宅等を設置しますけれども、計画的にですね、今の老朽化した住宅をスライド的に壊して再利用、そこに何を立てるかなんですけれども、田之元にもありますし、宮ノ瀬の住宅あたりのところの市営住宅のそういう計画を立てておきたいと思いますので、やはり移住関係にしても、住むところの場所の環境をしっかりと整えていくということは必要なことですのでそういうことで考えております。

以上です。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉 義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） 4番。ありがとうございます。

あのですね、先ほど課長の方から申されましたように村長も申されましたが、建物自体が古くなっているというのは十分わかります。当たり前の風に対しては十分対応できるんだけど、極端なその横風とか横からのというものについては、それは防ぎようがない場合もあろうかと思います。

ただ行政である以上はですね、こういうの問題があるんだと聞いたら、やっぱり現場に行ってその住人と話をして、「ここだから直せるようにしますから、できるだけしますが、ここだけはもうなかなか難しいですね。」というようなところまで話をすれば、そこに住んでおられる方はですね。これは安心すると思うんですね。

だからこう言ったら、こうしてすぐ来てくれたと、そういったことがないような状態が続くといわゆる行政のサービス精神というのがないというと一緒にすわ。だからそこらへんのところを今後もですね、発生した場合には何かが出たら一旦現場に行っ

て話を聞いて、そしてこういう状況ですという説明をしてやることが行政の仕事かな

というふうに思いました。

今の説明で十分理解できましたので終わります。ありがとうございました。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） ありがとうございます。貴重な意見ありがとうございます。

今後はですね、誠意を誠意を持ってですね、そこの住民の方の意見をですね、聞いて対応していきたいと思います。ありがとうございます。以上です。

日程第24. 一般質問

○議長（白石 幸喜君） それでは、日程第24、一般質問であります。

一般質問は、さきの通告の順で行います。

5 番、瀧砂 恒光君の質問を許します。

○議員（5 番 瀧砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5 番、瀧砂 恒光君。

○議員（5 番 瀧砂 恒光君） 先に通告いたしました、記念館の村文化財の指定について教育長に伺います。

この件については、平成23年12月定例会にて質問をしており、その時の答弁で教育長は村文化財の指定に基づき今後調査研究を進めていきたいと答弁されていますので、再度、教育長の見解を伺います。

村文化財の指定は神社3ヶ所、古墳墓地9ヶ所をはじめ、県指定を含めて22ヶ所が指定されているようです。

この菊池記念館は、当時村民が一団結をし、多くの浄財を募り、また宅地造成をはじめ延1,600人を超える出役奉仕のもと、昭和8年8月8日に菊池公に献上されたとあります。

当時の村民が菊池公に対する強い思いが感じ取られますし、このことは村民の菊池氏に対する思い、また、村民と菊池公との厚い絆が感じられます。また記念館には、貴重な資料なども保存されていることと思います。

このようなことを含め、菊池記念館には文化的な価値があるのではないかと思います。菊池の精神は村民の誇りでもあります。建築後92年を経過しております。記念

館を村の文化財に指定し、村民と菊池公との繋がりを語り継ぐとともに、後世に残し、未永く保存する必要があると考えておりますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（古川 信夫君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 教育長。

○教育長（古川 信夫君） 5番、瀧砂恒光議員からの質問がありました、菊池記念館の村文化財の指定についてお答えいたします。

文化財指定につきましては、文化財保護法並びに村文化財保護条例に基づき、村文化財保存調査委員会に教育委員会が諮問し、調査委員会で調査審議を行うこととなっているところであります。

なお、有形文化財は歴史上または芸術で価値の高いものや考古資料などで貴重な財産を大切に保存することや、公開等により文化的活用することを目的に指定されるものであります。前回答弁後に菊池記念館について教育委員会で村内や各市町村の文化財等を調査し、検討した結果、菊池記念館の建築様式には際立つ特徴がないこと、それから建築年が昭和時代と比較的新しいということから、調査委員会へ諮問するまでには至っていないというところであります。

村としましては、菊池公の村民への思いやり、後世に引き継ぐために菊池氏奉賛会を中心として菊地祭、また、菊池公追悼剣道大会等を開催しているところであります。また、記念館を活用したひな祭り等のイベントを開催し、村民が菊池記念館に親しむ機会を設け、さまざまな形で記念館を活用した取り組みを通して、菊池記念館の歴史的・文化的価値を周知しているところであります。

また、記念館に保管されている歴史資料は目録を作成いたしました。また、読み下し文をつけて幕末維新期の米良菊池氏と題して、平成29年に製本発刊し、広く村民に公開し、次世代に伝えていく取り組みを進めてきているところであります。

管理につきましては、菊池記念館設置条例に基づき、管理人が置かれ、村民課が適切に管理し、常に良好な状態で維持され、広く観光客にも公開されています。議員のおっしゃいました菊池の精神につきましても、学校教育の中で礼節の心、励む心、粘る心、尽くす心の四つの心と具体化をしておりまして、菊池の心としてあらゆる教育活動の中で意識づけを図り実践しており、今後も菊池氏の意向を後世に引き継ぐ取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上、申し上げまして濱砂 恒光議員の質問に対する答弁といたします。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 5番。いや、教育長が言われますことももちろんでございますが、あのですね、西米良村文化保護条例の中にですね、第2条の第4項4の中にですね、貝塚古墳城跡旧宅ってあるんですよ。

これはこの辺はどう捉えられておりますか。私は旧宅で菊池記念館はもう90年以上経ってますので、旧宅としてみてもいいんじゃないかと思っております。この辺の捉え方を。

○教育長（古川 信夫君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 教育長。

○教育長（古川 信夫君） お答えいたします。

先ほど旧宅ということですね、古い時代のものをという捉え方だと思いますが、実は西米良村ではですね、本山矢村神社、それから産土神社、横野のこれが村の文化財としてを指定をされているところであります。この年代がですね永禄3年、本山矢村神社が1560年、産土神社が慶安5年の1652年ということであります。

またですね、宮崎県の有形文化財として竹原にありました、黒木家住宅が県の保存文化財になっているところであります。これはですね、古い西米良の農家の形が残されている間取り等に、ということで指定をされているんですが、これが文政4年の1821年ということであります。

これと比較した時に先ほど申しました旧宅と言いましても、時代的なものからしてなかなか難しいのかなと思っているところであります。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 教育長先生が言われれば、これに考えてみれば、その相当昔のやつは、指定がしてある。ごく最近っていうか、もう100年近くになります、指定もですね。そのようなものはまだまだその文化財の指定に値にならないというような答弁の仕方かなって思うんですが、しかし今はですね、先ほども言われましたように、別邸ではいろんな催しがされておりますね。そしてその催しもされております

が、その人で見に来られる方も多んじゃないかと思います。やっぱりその観点からも含めていってですね。できたら早めにですね、指定する必要があるのではないかと私は感じております。その辺をお聞かせください。

○教育長（古川 信夫君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 教育長。

○教育長（古川 信夫君） もうお気持ちは議員のおっしゃる通り、私も同感であります。

ただその文化保護法または文化財保護条例はですね、文化財を保存し、そしてその活用を持って村民の文化の向上に資するということでもありますので、もう保存状態は他の村の文化財よりも十分に管理において保存をしていると、それから活用も考えているということでもありますので、指定文化財以上の保存状態または活用ではないかというふうに、私としてはですね、考えているところでありますので、その状態を後世にわたってこう維持保存していくことが重要ではないかなというふうに考えております。実体的に保存し、その文化的活用を図っていく取り組みを今後も進めていくということが大事なことではないかなというふうに理解しているところでありますので、ご理解いただけると大変ありがたいと思うところであります。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂 恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 先ほど村の方で完了しておるわけですね、別邸の方も。それももちろん一般の方を雇い上げて賃金も払われておるわけです。それに結局はまだ何年か先になるというような教育長の考え、文化財指定の問題についてはですね。私はそのような捉え方でしているんですが、教育長として何年ぐらいを目処に、文化財の指定の、もう全然ならないのか、あそこが文化財に指定にならないのか、今後、どのような形で考えておられるのか。

○教育長（古川 信夫君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 教育長。

○教育長（古川 信夫君） お答えいたします。

ならないという言い方ではないんですけども、一定のやっぱり基準があるということとを申し上げたところであります。歴史上価値あるものとか建築様式が独特であると

か、それか古いものであるとかですね。

高鍋町にも黒水家というのがあるんですけども、これもですね、文化・文政時代なんですよ。で、県下のそういった文化財を見た時に、やはり、誰もが納得する形での指定ではないといけないと思いますので、指定云々の前に、先ほど言いましたように保存と活用というところに実質それができておりますので、文化財指定それから指定しないに関わらずですね、大事に村の財産として活用していくことが、そして保存していくことが大事ではないかというふうに考えているということでありまして、指定するしないという判断をしているわけではありませんが、現在の保存文化財保存条例に従って、それから各市町村の状況を見ると、なかなか難しいのではないかという話であります。

今後についてはいろいろな考え方が出てくるかと思いますが、現時点ではなかなか指定を諮問するという形は難しいのではないかという判断をしていると同時に、現在保存状態の体制がしっかりできている、そして活用もなされているということ、大事にしていきたいというふうに考えているところであります。

○議員（5番 瀧砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、瀧砂 恒光君。

○議員（5番 瀧砂 恒光君） そこまで言われたならば、なかなか質問しにくいんですけど、とにかくですね。私はもう早めにやっぱり村文化財に指定して、今から先の後世に残るような形をとっていただきたいというのが私の気持ちであります。

そのようなことで、前向きに考えていただきますようお願いして質問を終わります。
以上です。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君の質問を許します。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君） それでは先の通告に従い、相続登記の義務化と共有土地問題への対応について、質問します。

新聞やテレビ等で報道がありますが、今年の4月から民法が改正され、土地や不動産の相続登記が義務化されました。相続から3年以内に正当な理由なく登記申請しない場合は10万円以下の罰金が課されます。そしてこれは過去相続した不動産につい

でも適応されます。村内にも相続による登記がされておらず、今でも名義が父親や祖父のご先祖様のままであるという土地があると聞いています。個人の問題ではありますが、登記が進まないことは罰則の問題だけではなく、先々は所有不明土地になってしまったり、その土地や空き地の再利用化への妨げにもつながりますので、村としても何らかの対策が必要ではないかと考えます。

この相続による登記が進んでない土地の現状や、今後の対応についてお伺いします。関連でもう一つ質問します。

この相続に関わる問題の1つに、村内各地区に点在する共有土地の問題があります。この共有土地は複数人が名義人となっていて、多いところでは80数名が名義人になっている土地もあるようです。こういう土地は各名義人の相続の状態もまちまちでなかなか扱いが難しい土地であると認識しています。今回はこういう土地の中で所有者は村である、村の土地の上に地上権を設定して地区に貸付けている土地。この地上権が共有になっている土地についてお聞きします。

調べてみると、こういう土地はほとんどの地区にあるようで、多くのものが昭和9年から90年間、およそ99年間ですね。その間、地区に貸すということになっているようで、年数で言うと昭和99年までというところが多いようです。計算しますと、今年が昭和99年にあたりますので、その賃貸期間が終了し、村に地上権を返還しなければならない時期になっているのではないかと考えています。

地区の住民の方からも、この返済について気になっているという話を聞いておりますので、村としてその地上権に対して今後どのような対応を考えておられるのかをお聞きします。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま2番議員から質問にありました相続登記の義務化と共有土地問題への対応についてお答えをしたいと思います。

議員からの質問もある通り、令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化をされ、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得をした日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないことと、また遺産分割で、不動産を取得した場合に遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない

こととなっております。いずれの場合も正当な理由なく義務に違反した時には、10万円以下の過料の適応対象となっておりますということでございます。

これまで相続登記の申請は任意とされておりましたが、相続登記が行われないことで全国における所有者不明土地の割合が約24%ほどとなっており、九州の土地面積よりも広い状況となっております。

所有者不明土地が増えることで、土地が管理されずに放置をされ、周辺環境の悪化を招いたり、防災対策工事が必要な場所で所有者がわからないために工事を進めることができない状態が続いたり、公共事業のための用地買収交渉ができず、土地の有効活用の妨げになるなど、さまざまな問題も生じてきております。こうした所有者不明土地問題の発生を防ぐためにも、不動産登記制度が見直され、相続登記の申請が義務化されております。

なお、西米良村におきましては現在、所有者不明となっている土地はございません。しかしながら、相続による登記が進んでない土地の所有者数が村内で176名、村外で244名の合計420名いらっしゃいます。現在の対応といたしましては、土地の所有者が亡くなられた場合、ご家族が窓口へ手続きに来られた時に、相続登記の申請が義務化されたことを説明しております。

今後につきましても、引き続き窓口での説明を行うほか、村内の方へは広報誌やホイホイラインでの周知、村外の方へは固定資産税の納付書を送付する際に、相続登記申請義務化のパンフレットを同封するなどの周知啓発に努めております。

次に共有土地問題への対応についてでありますけれども、共有土地の中で村が所有する土地に地上権を設定して貸し付けている土地は各地区存在しており、その件数が40件ほどございます。どの土地も賃貸期間の終了が間近となっております。

まず地上権とは民法第265条において、地上権者は他人の土地において工作物または竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有するとされております。村内では、分収造林契約に基づき、村が所有する土地に地上権を設定し、スギ・ヒノキ・クヌギなどの立木の所有権を明確にしております。地上権を返還するか更新するかの確認はこれからになりますけれども、地上権の登記がなされておりますので返還していただく場合は、この地上権の登記を抹消した上で引き渡していただくのが一般的な手続きとなっております。

ただ、今回のように昭和初期に設定された古い地上権ですと、地上権者に相続が発生していることが多く、この場合、相続人調査が必要となります。そして、調査の結果、登記名義人である地上権が死亡している場合は、相続による地上権移転登記を行っていただく必要もあります。そもそも相続人が判明しないことも考えられます。また、相続人が判明したとしても、相続人全員の協力を得ることが必要なため、一部でも協力が得られない場合は、地上権の登記を抹消するまでに多くの時間と費用を必要とします。

このように地上権の登記を抹消するためには、申請者の手続き的な負担が大きいことから、登記の抹消手続きを行えるようにするために、令和5年4月1日より不動産登記法が改正され、手続きの簡略化がされております。

今後はこういった地上権のある土地を更新するか返還するか意思確認を行いながら返還するのであれば、地上権の抹消登記の手続きがスムーズに進むように検討を行って参りたいと考えております。

以上申し上げまして、田爪 朝幸議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君） はい、まず1つ目の答弁についてですね。

所有者不明の土地はないという話をお聞きしました。ですが、相続が進んでいない個人が村内に176名村外に244名。もうすでに所有者の多くが村外にいていうことがここで明らかになったところであります。これから先、相続登記が進まないと言われる通り、土地の利用ができなくなります。本当に所有者不明土地にはゆくゆくなってしまうますが、それまでにもう使えない土地ということが増えてしまう可能性がありますので、どんどん相続の登記を進めていただきたいと思うところではあります。これについて次の2つ目の質問の共有土地の方にも関連しますが、登記がなかなか難しいというなった時に先ほど言われましたが、昨年の民法の改正でかなり踏み込んだ改正がされているようであります。まずもってその所有者不明土地の利用の円滑化についてとその発生予防についての施策が、この相続登記の義務化になると思います。

また、今年から相続登記が義務化されておりますが、また来年再来年の令和8年に

は住所の変更についても登記が義務化になるようであります。これについても周知が必要になってくるかなというふうに思っております。そして、この共有財産、土地をきちんと相続していくことについて、私の父もやはりうちの横野地区にもあるんですけど常々心配しております。99年たっただうすればいいだろうか、そしてまたご先祖様のままになっていると、そのようなところが全員から印鑑をもらわないと、相続ができないということになっておりましたが、昨年の改正で調べてみるとですね。例えば、10人の持分があって、どうしても所有がわからない1名がいたとすると、その1名以外の方、9名の方の意思が揃えば、その1名の方の所有権を移転することが可能である。裁判所に申し出て1ヵ月以上の公告を行うと移転ができるという制度になっております。そして、また所有者不明の方がおられても、その全ての土地を第三者に売るということもできるようであります。それは裁判所に申し立て、3ヵ月以上の工事期間を持って裁判所の決定があれば、その残りの方の意思で土地を販売することができるというような制度が新たに設定されております。それについて値段等もありますが、その所有権の移転の場合は、そのお金を国に支払う供託することによって支払ったものとみなす。それで所有権の移転ができるような制度に昨年から踏み込んだ制度が変わっているようであります。その制度等を活用すればですね。地上権の抹消も簡易的にできるのではないかと考えています。

各地区の借りている方の意向を聞いてからの行動になるとは思いますが、このような制度が改正されることによって、なかなか村民の皆様も、あの土地はなかなか手が出せない、もうどうしようもないから相続しないという方が結構おられたんですけど、やりようがあるんだということが周知されればですね。相続についてきちっと心身取り組んでもらえる方もいるのではないかと考えています。そして、このような情報を周知するだけではなくてですね。宮崎県をやっておりますが、無料相談会、例えば、司法書士を呼んで研修会を行うとか、日にちを決めてそのような相続について不安になっている人を集めて、相談会を開いて、そして自分だけではなかなかできないけど、司法書士とつなぎをとってですね。お金をかかりますが、そういう研修会や無料相談会を行ってみてはいかがかなと思っております。

そして、その実施とその推進するために、幾ばっかその紹介料とかをですね、補助できればいいのではないかなというふうに考えますが、そういう、相談会やそういう研

修会を行う考えはあるかということと、少しでもそういう相続に対して、相談料ぐらいですね。わずかでも補助を出すような考えはないか、この2つをお伺いします。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） 相続登記の義務化についてはですね、もう本当ご存知の通り、1月1日に能登半島が起きてだいたい4万8,000の倒壊であるとかがございました。全壊になっている部分もあって、その2万2,000が解体対象ということでありますけど、先ほどおっしゃったように、申請審査に非常にこう手間取っていると、そういうことがやっぱりこの4月1日のことになったのかもわかりません。そういうことであると思います。それにつきましても、先ほどのスムーズなその法令が緩和されたということも存じ上げております。

村とのその共有林についてはですね、地縁団体認可制度っていう制度がありまして、いま越野尾と小川とあと横野地区と村所地区が認可地縁団体として登録をしております。そこについては、その権限によって不動産登記をすることで、認可を受けた後は、法的な位置づけが変わって、権利能力や義務を有することになるということになっておりますので、そこは、その地区についてはスムーズなこう対応ができるのかなと考えておるんですけども、あと4地区につきましても、その地縁団体認可をとっていただくというのが、1番効果的かなと考えております。個人の財産等でございますのでしっかりと法に基づいた形で対応させていただければと思います。

そしてその無料相談会についてでありますけれども、やはりしっかりと今のような情報についても全くわからない方々がたくさんいらっしゃると思いますので、そこについてはしっかりと勉強会・情報会等をですね、行うというのは積極的にさせていただければと思います。

私からは以上です。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪 朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君） なかなか登記や民法のことになるとなかなか難しくなります。私も勉強しても、まだ理解できないところもたくさんあります。だから、まずは勉強をすることかなというふうに思っております。実際、住民の方も難しいから

わからないと、わからないけど不安だ、というところがありますので、勉強会とまたいろいろ進められていただければなというところであります。住民の皆さんも私もそうですけど、せっかく継いできた西米良の土地をですね、殿様からいただいた土地をちゃんと守っていかないかなと思っているところであります。これについて、西米良の財産でありますので、またそうですね。これについては本当いろんなところから情報を得ながら、国の余談になりますけど、3日前の新聞ですかね。宮崎地方法務局の局長さんが新しく女性の方になられたと。でこの方が新聞に書いておりましたけど、福岡から来て宮崎で思い入れがあるのは西米良村だと、西米良村がとてもいいところだったという思い出があると言われておりましたので、連携を取ったりするには、明るいのではないかなと思ったりしております。

いろんなところと連携を取りながら、この難しい問題でありますけど、取り組んでいただければなお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（白石 幸喜君） 7番、上米良 玲君の質問を許します。

○議員（7番 上米良 玲君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 7番、上米良 玲君。

○議員（7番 上米良 玲君） それでは通告をしておきました観光施設の支援について村長に質問をさせていただきます。

村内観光施設への支援につきましては、施設の運営管理費、備品購入、修繕費などさまざまな形で支援を行っていただいております。コロナ禍により激減しました人の流れも、かなり戻ってきたのではないかと感じておりますが、以前のような状況にはまだまだ戻ってきてないのが現状ではないかと思われます。

観光資源に乏しい本村にとりまして、交流人口を増やすことが観光振興に大きな影響を与えることだと私は考えておりますが、本村の観光施設において最も多くの方に利用されているのが、ゆた〜と温泉であります。この施設につきましても、老朽化による改修費用も年々増加していることや、人員の不足など運営にも大きな影響を与えてきております。

各施設ともに営業努力をされ、運営を行っていただいているところではあります、現状のままでは働く方たちのモチベーションも上がらず、今後の営業にも不安を感じるのではないかと心配をしております。各観光施設の継続的な運営を行うためにも、

何らかの対策を講じていく必要があると考えておりますが、まずは多くの方に来村していただき、観光施設を利用していただく対策が急務ではないかと考えております。

今年は小川につながる石打谷線が開通の予定と聞いております。村内の観光施設を周遊できる取り組みも可能ではないかと考えております。それぞれの施設が様々な取り組みをしながら、施設運営のために努力をされていることは重々承知しているところでございますが、本村に欠かすことのできない観光施設を運営していただくためにも、何らかの打開策を打っていかねなければならない時期に来ていると考えております。

交流人口を支える観光施設への支援策展望について村長の考えを伺います。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） 7番、上米良 玲議員の質問にお答えいたします。

本村では幸せ度の高い持続可能な村づくりの柱の1つとして、活力のある村づくりに取り組んでいく目標を掲げております。コロナ禍の3年間は、本村の観光事業に大きな影響をもたらしましたが、感染症法上の5類になりましたからは少しずつですが、賑わいを取り戻しているように感じております。ゴールデンウィークには小川地区において山菜天ぷら実演販売も開催いただきまして、地域の頑張りを目の当たりにして大変嬉しく感じたところであります。

このような中ではありますが、議員のおっしゃるように本村の観光振興は施設の老朽化など諸問題ありますが、今極めて大きな問題となっていますのが人手不足だと感じております。西米良村におきましても、調理や運営スタッフが不足しているために、働き方改革とも相まって、毎週水曜日を定休日とせざるを得ない状況でありますし、毎週火曜日も料理の提供ができない関係で、米良弁の日として西米良村内の弁当を楽しんでいただくこととしました。夏の風物詩となりました川床においても人手不足により開催が危ぶまれましたが、関係者で知恵を出し合いながら提供する料理を変えることで、今年もなんとか開催する方向で準備をしております。おがわ作小屋におきましても、スタッフ総出で運営を行っておりますが、そのために営業活動等に手が回らない状況であります。また、以前のように大型バスの受け入れと一般客の受け入れは困難な状況もございます。

このようなことから、現段階においては多くの観光客の皆様にお越しいただきまし

ても十分なサービスを提供できない状況になっております。このような中、本村としましては、人手確保の大きな一つの柱として、地域おこし協力隊の活用を考えておりますが、その考え方、周知の仕方を本年度から変えていきたいと考えております。これまでの地域おこし協力隊の募集については誰でもいいから西米良村へ来てくださいというものであったのに対して、これからは西米良村に必要な方は来てくださいというものに方向転換をしてまいります。

現在各課に、本村に必要な人材・仕事・ミッションは何か、洗い出しをさせております。今後観光施設にも投げかけを行います、そこで出てくる本村に必要な人物像や仕事を具体的に示したいいわゆるミッション型の雇用につなげていきたいと考えております。

具体的に申し上げますと西米良温泉の食を支えるシェフであるとか、令和桃源郷おがわ作小屋の看板スタッフというように、これまでより具体的に募集をすることで応募される方の考えと雇用する村との考え方に乖離がなくなり、地域おこし協力隊として着任後も本村に足りない部分にそれをやりたい方が来られるわけですから、存在意義を持って仕事を行っていただき、自ずと3年後の定住化にもつながるのではないかと考えております。

まずはこういった取り組みにより、観光客を受け入れる体制をしっかりと作ってまいります。新たな魅力づくりとしましては、今年度中にカリコボーズの宿のリニューアル事業を前に進めてまいります、現在敷地内の電線・電話線を埋設する工事を行っております。これが6月中に終わる予定ですので、その後、排水・給排水工事や造成工事、オートキャンプ場整備とつなげてまいります。すべての工事が年度内に完了するように進めてまいります。また、次年度には宿泊者用のコテージも建築したいと考えておりますが、少しでも早く完成させ、米良の庄の収益につなげる必要がありますので、議会のご協力もお願いをしたいと思います。

また、今年度から一般社団法人ふるさと財団の事業であります、地域再生マネージャー事業に申し込んでいるところです。先日、私も東京にありますふるさと財団の事務所に行き、お願いをしてきたところですが、本年度におきましては、ふるさと財団より地域再生の専門家を派遣いただき、本村の観光など資源課題を調査分析し、次年度以降に取り組みについてアドバイスをいただくこととしております。次年度におき

ましては、ステップアップ事業としまして、補助金をいただきながら地域再生に取り組む予定であります。

議員も申された通り、石打谷線も年度内の開通を目指しておりまして、これまでにない観光振興の形ができるものと考えております。オートキャンプ場の営業開始も控えております。観光客にお越しいただくための素材はたくさんありますので、まずは受け入れ体制を今しっかりと構築していくことに努め、それが整いましたら、以前のように多くの観光客の皆様にお越しいただけ、また、村民の皆様楽しんでいただけるような魅力の観光振興に努めてまいりたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、村民幸福度の高い持続可能な村づくりを行っていくためには、観光振興から来る交流人口、関係人口対策は必要不可欠でございます。今後とも関係機関と連携を図りながら、以前の賑わいを感じていただけるように努めてまいることを申し上げまして、7番、上米良 玲議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議員（7番 上米良 玲君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 7番、上米良 玲君。

○議員（7番 上米良 玲君） ただいま村長の答弁にもありましたが、ふるさと事業団の方からですね、専門家を派遣していただくということは大変ありがたいと思っております。私も仕事柄ですね、村内を行き来する仕事なので、各店舗ともですね、ちょこちょこ顔を出したりするんですが、そのような中でですね、店舗の方がなかなか売上が伸びないと。伸びなければですね、その人たちの賃金にも反映されないと。そのお金が欲しいわけではないんですが、そのある程度そのモチベーションが上がるようなですね、施設の運営ができればもちっと働く人たちも増えて、活気も出るんじゃないかと言われたところでございました。

ゆた～とにつきましては、第3セクターということでございまして、他の観光施設と比べると人件費に関してはある程度の基準を満たしていると私は感じております。今日ですね、議会の前にですね、おがわ作小屋の方から営業の報告ということで来られましたが、現在8名のスタッフで、ローテーションを組みながら切り盛りをしているという話を聞きました。大変ご苦労されているなど考えているところでございます。先ほど村長も申されましたが、地域おこし協力隊のですね、そういったミッション型

ではないんですが、その職種を限定した募集の仕方をですね、していただきながら来ていただいて、さらに定住していただいて、山さんたちも頑張ってくださいと、その頑張りを見ながら、また村民の人たちも一緒に頑張るという流れをですね、ぜひ作っていただきたいと思っております。

村長の話もありましたが、本村にとりまして、交流人口はですね、観光振興にとって欠かせないものでございますので、これからもですね、村の観光のために、頑張りたいと思っております。

以上で質問終わります。

○議長（白石 幸喜君） これで一般質問を終わります。

○議長（白石 幸喜君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の全てを審議終了しました。

これにて、令和6年第2回西米良村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

○事務局長（中武敬一郎君） 一同、御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後3時01分閉会
